

質問第一号

米国対日援助費及び終戦処理費の処理に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和二十八年十二月十日

一松政二

参議院議長 河井彌八殿

米國対日援助費及び終戦処理費の処理に関する質問主意書

11

政府は約二十億ドルに達すると称せられる米國対日援助費をわが國の債務と認めている趣であるが、対日援助が、占領下わが國は何等の自主性を認められず、一方著しい社会不安の存在せる異常なる環境において行われたこと、又対日援助費に関する当初よりの経理事情（援助物資の受渡数量は日本側においてチエックすることを許されず専ら米國側の通告によつて決定されてきたと伝えられる）、将又対日援助は米國國民及び米國政府の理解と好意によるものとして機会ある毎に拳國深甚なる感謝の意を表明し來つた事情を考へるとき、対日援助費を單なる債務と同様に取扱うことは極めて妥当性を欠くものと思ふ。一方わが國が七年の長期間に亘り支出した終戦処理費は実に總額約五千百億円（軍換算率により約四十七億ドル）に達し、敗戦の結果極度に疲弊したわが國經濟の非常な重荷であつたことはわれわれの骨身に徹して體驗したところである。

これは、わが國がポツダム宣言受諾後一日も早く國家の自主性を回復して世界平和に寄与することを念願し、ポツダム宣言の誠実な履行に努力を重ねたにも拘らず、複雑なる國際情勢のため不幸にも講和が世界史上その例を見ない程甚しく遅延し、終戦後実に七年の歳月を要したことによるものである。

従つて、わが國が如何んともなし難い理由により異常に長びいた占領のため巨額に達した終戦処理費の全額を、日本が負担するのは条理に合わないといわなければならぬ。且又、わが國が被占領國として負担すべき占領費は、日本における占領政策の實施に必要な經費に限定さるべきであつて、これと直接關係

のない国連軍としての軍事施設及び軍事活動のための経費等は終戦処理費によつて賄われるべき性質のものでない。

之を要するにかくの如き終戦処理費約四十七億ドルを全額わが国が負担し、更に又前述の如く単なる債務として認め難い約二十億ドルの対日援助費を弁済せんとするが如きは国民感情としても全く納得し難いところである。

従つて対日援助費及び終戦処理費に関するかくの如き特殊事情に鑑み、対日援助費二十億ドルは尠くとも終戦処理費四十七億ドルと相殺されることとなるように処理することが国民感情を納得させる途であると思ふが如何。

又政府においてこれと見解を異にする場合その理由を問う。